

2020年7月28日

新型コロナウイルスへの対応に関する基本方針(第9信)  
～熊本県・市のリスクレベル引き上げに伴う基本方針～

学校法人九州ルーテル学院  
理事長 福田 邦子  
(公印省略)

九州ルーテル学院は、7月27日に熊本県及び熊本市のリスクレベルが3に引き上げになったことと、7月28日(火)時点での全国及び熊本県内での新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、下記のとおり対応します。

ただし、段階的な措置を取りつつも、これまでどおり学生・生徒・園児・教職員の安全と健康、感染の拡大防止のため、三つの密が重ならないよう安全面を第一に、充実した教育研究活動の維持に努めていきたいと思えます。

具体的な方針につきましては、以下の事項をご確認ください。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大は日々状況が変化しており、対応も日々変更されています。何卒、ご理解、ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

## 1. 授業について

各部門において、通常授業及び遠隔授業を行っております。

今後、感染拡大の状況によって適宜対応をして参ります。最新の情報につきましては、以下ホームページをご確認ください。

- (1)九州ルーテル学院大学 <https://www.klc.ac.jp/>
- (2)ルーテル学院中学・高等学校 <http://www.luther.ed.jp/>
- (3)認定こども園ルーテル学院幼稚園 <http://luther-yo.jp/>
- (4)九州ルーテル学院大学附属黒髪乳児保育園 <https://www.klc.ac.jp/knh/>

## 2. 教職員の勤務等についての基本方針(変則勤務の教職員含む)

学生・生徒の授業再開に合わせて、教職員の勤務についても通常勤務にとなっております。再開後も学びの場の安全を確保するために、「三つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」、「一定の距離を保つ」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続しなければなりません。

### ①勤務における基本方針

- (1)出勤前の検温
- (2)人との間隔は出来るだけ2m(最低1m)を空ける
- (3)会話をする際は、できる限り真正面を避ける
- (4)会話をする際は、マスクを着用する
- (5)こまめな手洗いを心がける

②出張・研修・旅行・訪問等

不要不急の県外への移動は極力延期又は中止してください。また、県内の移動についても、特に「3つの密」のある場及び感染が流行している地域への移動は極力自粛し、慎重に行動してください。

③海外渡航(出張・旅行等)

入国制限措置と入国後の行動制限措置の双方の措置をとっている国・地域があることを踏まえ、継続して不要不急の渡航は極力延期又は中止とし、やむを得ない場合は事前に所属長にご相談ください。

④学外への施設開放

当面は、受入れを中止とさせていただきます。なお、開放の時期については、改めてご案内します。

3. イベント等の実施について

6月19日から屋内での会議・講演会、レクリエーション、コンサート、展示会等について収容率50%以内かつ1,000人以下のものは実施可能とされています。

また屋外のレクリエーション等についても、十分な間隔(できれば2m)を取り、かつ1,000人以下のものは実施可能とされていますが、警戒レベルが3に引き上げとなりましたのでイベント等の開催については極力自粛してください。

やむを得ず開催を検討する場合は、以下のことに十分留意し、更に、県内及び全国での感染拡大の状況を踏まえ、実施について所属長に相談の上、慎重に検討してください。

(1) イベントでのリスクについて

①密閉された空間での大声での発声や、歌唱や声援、接近した距離での会話等が想定されるイベント等については、事前に所属長にご相談ください。

②開催にあたっては慎重に検討し、感染防止対策を十分に講じてください。

(2) 開催前の留意事項

イベント等を開催する場合は事前に参加者へ次のことを周知してください。

①具合の悪い方の参加は認められないこと

②マスクの着用、アルコール消毒の推奨、換気への協力など感染防止対策を求めること

③万が一に備え、参加申込書等により参加者やスタッフ等の連絡先を把握すること

(ただし、個人情報の取扱いに関しては十分に注意してください)

(3) 会場にかかる留意事項

①定期的に入り口のドアや窓を開けて換気扇を回す等、2方向で換気を行うこと

②人と人との距離(できれば2m)を十分に確保すること

③入場人数や滞在時間を制限すること

④入退出時や集合場所等において十分な間隔を確保すること

⑤会場の入口に消毒設備を設置すること

(4) 開催当日の留意事項

①参加者やスタッフ等の体調を確認し、具合の悪い方の参加を認めないこと

②BGMや機械の効果音は最小限に調整し、大声での会話が行われないようにすること

2020年7月28日

- ③出演者の発生等を伴うイベント等にあつては、客席との距離を十分に確保すること
- ④イベント等で出たゴミは、イベント終了後ビニール袋に入れて密封すること。なお、回収に際しては手袋等を着用し、感染防止対策に努めること
- ⑤イベント外での交流を避けるため、イベント前後や休憩時間などの交流を避けるよう参加者にアナウンスすること
- ⑥接触確認アプリの使用を推進すること
- ⑦食事の提供をする場合は、大皿での取り分けは避けること
- ⑧当日申込者の連絡先も、把握すること

#### 4. 学院関係者の皆さまへ

- (1)外部からのお客様方につきましても、マスク着用、手指消毒のご協力をお願いいたします。入構の際は、門衛所にて来訪先、入構許可証の提示等、適切な処置をお取りください。
- (2)構内において、一定の人数を超える会議等の参加につきましても、検温をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- (3)学食・大学売店は、6月8日(月)から再開しています(中高生の利用はまだできません)。当面、座席の間引き、換気等で密な状態をつくらぬよう注意し、感染防止に努めます。

#### 5. 新型コロナウイルスに関連する教職員休業の措置

6月1日以降も引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、「就業規則」第25条(特別休暇)第2項第4号の「感染症予防法による交通遮断又は隔離」及び第5号の「非常災害を受けたとき」を準用し、下記の場合、特別休暇扱いとします。

- (1)教職員が罹患し、学院が休ませる場合

※感染がわかった場合は速やかに連絡ください。

- (2)感染が疑われる教職員を、学院が休ませる場合

※以下の症状がある場合は、熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(以下(3))または、帰国者・接触者相談センター(以下(4))にご相談ください

- ・息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ(倦怠感)・高熱等の強い症状が一つでもある
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある  
重症化しやすい方とは、高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している方です。
- ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている(症状が4日以上続く場合は早めにご相談ください。)
- ・妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに新型コロナ相談センター(帰国者・接触者相談センター)にご相談ください。

- (3)熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口について(熊本県ホームページより)

(熊本市内にお住まいの方は、熊本市新型コロナ相談センター(帰国者・接触者相談センター)にご相談ください。)

①コールセンター電話番号 ☎096-300-5909(24時間対応)

2020年7月28日

②FAX 熊本県相談窓口(県健康危機管理課) 受付時間 9時~19時

FAX 096-383-0607 096-383-0608

③業務内容

※新型コロナウイルス感染症の疑いを有する方からの相談への対応

※新型コロナウイルス感染症に関する情報提供

※新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関(外来)への受信調整を行う保健所へのつなぎ

(4)熊本市新型コロナ相談センター(帰国者・接触者相談センター)(熊本市ホームページより)

「新型コロナ相談センター(帰国者・接触者相談センター)」では、新型コロナウイルス感染症に伴う健康不安や陽性者との接触の不安に関する相談、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関(帰国者・接触者外来)の受診調整を行います。

(※熊本市外にお住まいの方につきましては熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口へご相談ください。)

①専用電話番号 ☎096-364-3222、☎096-372-0705

FAX 096-364-3361(9時~19時)

②受付時間 午前8時半~午後8時(平日)

午前8時半~午後5時半(土曜・日曜・祝日)

※ファックス相談の受付時間に変更はありません。

③対応内容

※新型コロナウイルス感染症に伴う健康不安や陽性者との接触の不安に関する相談

※新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関(帰国者・接触者外来)の受診調整

## 6. 適切な感染防止対策の基本方針

(1)発熱者等の学校等への入構防止(教職員、来訪者)

①息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ(倦怠感)・高熱等の強い症状が一つでもある教職員や来校者の入構を制限

(2)三つの「密」(密閉、密集、密接)の防止

①施設利用の際の入場制限、行列を作らないための工夫や列間の確保(約2m、最低でも1m)

②換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)

③密集する会議の工夫

(対面による会議を避ける、間隔を空ける、電話会議やビデオ会議を利用等)

(3)飛沫感染、接触感染の防止

①教職員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの施行

②校内・事務所内の定期的な消毒

(4)移動時における感染の防止

①ラッシュ対策(自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)

②教職員数の出勤や授業の工夫(一部テレワーク等による在宅勤務の実施等)